

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年3月2日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	りそな・小型株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 300億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月10日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

信託終了（繰上償還）予定に関する記載を追加するため訂正を行います。

2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、訂正部分または追加箇所を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

< 訂正前 >

2025年12月11日から2026年6月10日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2025年12月11日から2026年6月10日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間は2026年4月17日までとし、2026年5月29日に信託を終了する予定です。詳細につきましては、後記「（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」をご確認ください。

（12）【その他】

< 訂正前 >

～ （略）

< 訂正後 >

～ （略）

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

「りそな・小型株ファンド」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加型証券投資信託「ファンド」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、2009年以降は継続的な一部解約により純資産総額は減少傾向が続いており、2025年11月末現在で約11億円と国内の小型株に分散投資を行うことが困難な水準に近づきつつあります。今後まとまった解約があった場合、基本方針に則った運用を行うことが難しい状況に突如陥る可能性があり、運用を継続するよりも現段階で投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断し、2026年5月29日付で信託終了（繰上償還）を予定しておりますことをごお知らせいたします。

なお、法令に基づき、2026年3月3日時点の受益者（2026年3月3日以降の取得申込および2026年3月2日以前の換金申込の受益者は対象外となります。）を対象に、以下の日程で信託終了（繰上償還）に対する異議申立ての受付を行います。異議申立ての受益権の合計口数が、2026年3月3日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合には、予定通り2026年5月29日に信託終了（繰上償還）いたします。

当該異議申立ての結果（繰上償還の可否）につきましては、2026年4月10日に弊社ホームページ（<https://www.amundi.co.jp>）にてお知らせいたします。

■信託終了（繰上償還）にかかる手続きの日程

- | | | |
|----------------|---------------------|--------------|
| ①法定公告日 | 2026年3月3日 | 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 2026年3月3日～2026年4月9日 | |
| ③異議申立結果のお知らせ | 2026年4月10日 | 弊社ホームページに掲載 |
| ④信託終了（繰上償還）予定日 | 2026年5月29日 | |

■留意事項

ファンドの繰上償還が決定された場合は、購入の申込期間および信託期間が以下の通り変更されます。

購入の申込期間	2025年12月11日から <u>2026年4月17日</u> までとします。
信託期間	<u>2026年5月29日</u> までとします。（設定日：2004年9月1日）

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
電話 050-4561-2500（委託会社の営業日の9:00～17:00）
ホームページ <https://www.amundi.co.jp>



ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、信託期間中に後記「(5) その他信託の終了（信託契約の解約）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。

<訂正後>

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、信託期間中に後記「(5) その他信託の終了（信託契約の解約）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、信託期間を2026年5月29日までとします。